

下市町



地域づくり推進課

0747-52-0001

区分	要件		支援内容
税制優遇	新設、増設、改修 ※ただし資本金の額が 5,000万円超は、 新設・増設のみ	取得価格 製造業・旅館業 500万円以上 (ただし、資本金の額が5,000万円超1億円以下、 1,000万円以上、1億円超2,000万円以上) 情報サービス業等、農林水産物等販売業 500万円以上	固定資産税の課税免除 期間：3年間
	資本金 1,000万円以下 5,000万円以下 5,000万円超	取得価格 500万円以上 1,000万円以上 2,000万円以上	固定資産税の不均一課税 期間：3年間